

第145回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和6年8月1日（木）10:00～11:30

2 場 所 総務省第二庁舎7階中会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【審議協力者】

東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課：中村課長、齊藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、菊地調査官ほか

4 議 題 国勢調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 それでは、定刻までまだ少し時間はございますが、全員おそろいのようなので、ただ今から第145回人口・社会統計部会を開催したいと思います。

皆様におかれましては、7月9日の第1回部会に続き、お忙しい中、部会に御参加いただき、ありがとうございます。

本日は、今までと同じように、総務省第二庁舎の会場とウェブの併用で部会を進めてまいります。ウェブで御参加いただく構成員の皆様におかれましては、ネットワークの状況で、途中音声聞きづらいなど、不具合が生じる場合もあるかと思っております。

また、本日の部会は、通常の6階の会議室ではなく、7階の中会議室という、ふだん使わない会場で行っておりますので、申し訳ございませんが、御発言の際には大きめのお声ではっきり御発言いただければ大変有難く存じます。

また、当方の声が聞きづらい場合には、御遠慮なくお知らせいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本日の部会では、まず、前回の部会で時間がなく審議ができなかった課題の対応部分についての議論をしていただいた後、今回予定されている調査票の郵送配布の導入について、

第3次試験調査の結果を待つことなく確認できる範囲がございますので、それについて審議をお願いしたいと思います。

なお、当初の予定では、1回目の部会でおおむね結論が得られた部分の答申案についても、本日、御審議いただく予定としておりましたが、9月開催予定の4回目の部会までまだ時間がございますので、五月雨式に何度も御対応いただくよりも、ある程度まとめて御確認をいただいた方が効果的であり、効率も良いのではないかとということで、事務局と相談しまして、そのようにさせて頂きたいと思っております。ということで、本日は、議事の最後に、今後の取りまとめの手順についてのみ構成員の方々にお諮りしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の審議は12時までを予定しておりますが、状況によっては予定時間を若干過ぎる可能性もございます。そのような場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構です。

そして、本日は久我委員と加藤臨時委員が御欠席という御連絡を頂いております。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思っております。まず、個別事項の審議に入る前に、7月22日に開催された統計委員会において、私から前回部会の審議状況の報告を行いました。その際、オンライン調査の一層の推進を念頭に置いたコメントを委員から頂戴いたしました。

それに対して、統計局と私から取組の現状について御説明し、御了解をいただきました。ですので、これは特に部会で改めて審議が必要なコメントではなかったと理解しております。この旨、御報告いたします。

それでは、個別事項の審議に入りたいと思っております。まず、過去の答申で示された課題への対応のうち、前回部会で審議できなかった部分について審議したいと思います。審査メモ15ページの(2)の集合住宅における対応について、事務局から前回答申時の課題についての御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。それでは、審査メモ、資料1の15ページ、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善について説明いたします。

まず、報告者の忌避感についてのアです。本課題については、管理人や施設管理者等の身近な者が統計調査員になることによる個人情報保護等の面からの報告者の忌避感についての指摘でした。これについて、統計局は、前回令和2年調査では、業務委託する際の仕様書のひな形において、受託者が講ずべき措置として、秘密の保護、調査書類の適正管理について記載しておりまして、また、秘密の保護については、契約後に誓約書を別途提出させることで担保しており、令和7年調査においてもこれを引き続き実施するということとしております。

続いて、15ページのイですけれども、令和7年調査の第2次試験調査の際のアンケート結果では、①として、マンション管理会社に調査業務を委託した調査区の世帯において、マンション内で調査活動を行う者として安心できる者を尋ねたところ、マンション関係者（管理会社や管理員等）が90.9%となったということ、②として、マンション管理会社に

調査業務を委託した調査区の世帯において、調査書類を郵便受けに入れる方法により配布という受取方法に対する意見を尋ねたところ、不都合や不便は感じなかったというものが93.3%という結果となっておりまして、入居するマンションの管理人等が統計調査員となることによる報告者の忌避感等は少なくなっているということをございました。

そして、15ページのウの部分です。統計局は、入居するマンションの管理人や施設管理者等、身近な者が統計調査員となった場合においても、調査結果の正確性・信頼性の確保及び円滑な調査実施等への影響は生じないと考えるとしておりまして、審査部門といたしましても、特に異議はございません。

続いて、審査メモ16ページの管理会社等への調査員業務の委託契約のエについてです。前回調査においては、集合住宅の管理会社等への契約件数の実績は全国で1,000件程度となっておりまして、社会福祉施設及び病院の契約件数の実績である1万70件と比較すると、契約手続を含め、まだ活用の余地があると統計局は考えておりまして、更なる活用方策の検討を行うとしております。

また、オの部分ですけれども、前回調査実施後の実施報告や地方公共団体との意見交換の際、地方公共団体から、契約に時間がかかるため契約事務の簡素化を希望するなどの要望がありまして、統計局はこれを踏まえまして、令和7年調査の第2次試験調査において、国が集合住宅の管理会社等と一括契約を行い、課題等について意見聴取を行ったということです。

この意見聴取の結果、カの部分ですけれども、通常調査員に対する説明会と委託を行う管理員等への説明会両方を同時に進める必要があるところ、柔軟な調整ができないなど、逆に地方でのスケジュール管理が煩雑というような意見があったということをございました。

また、調査実施者である統計局としても、現場の事務について、請負企業から国に連絡があり、それを受けて、国から都道府県を経由し市町村に連絡するということになりまして、本来、請負企業と市町村が直接やり取りをする場合よりも対応に時間を要するというようなことが判明したということをございます。

これらを踏まえて、キの部分ですけれども、統計局は、国の一括調査は必ずしも地方の負担軽減につながるわけではなく、また、現場レベルで迅速な対応を行うことが難しくなると判断し、令和7年調査では、契約主体は、従来どおり実地調査を担う地方公共団体とすることとしたとしています。

また、令和7年調査に向けた国勢統計実務検討会において、地方公共団体に対してその旨を説明し、特段の反対の意見はなかったということをございます。

ただし、統計局は、地方公共団体及び管理会社の業務負担の軽減を図るため、地方公共団体に対しては、契約締結までの手順書や契約書のひな形を示すといった取組を検討するとしておりまして、管理会社に対しては、業務委託専用のマニュアルの作成や、世帯一覧や要図を電子化し、業務の効率化を図るなどの取組を検討することとしています。

次、17ページのケとなりますけれども、これらについては、調査事務全体として、地方公共団体の業務負担に考慮した結果でありまして、また、その他の方策において、業務負

担の軽減のための取組も検討されていることから、契約主体は、従来どおり、地方公共団体とすることは、審査部門としてはやむを得ないと考えてございます。

事務局から説明は以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

先ほどの御説明にありましたように、この課題については特に論点は設けられておりません。また、統計局も、いろいろな手続や段階を踏んで、このような結論に至られたと理解しております。費用対効果を勘案すると、利点と課題があるようです。特に論点は設けられておりませんが、構成員の皆様、御質問、御意見などございませんでしょうか。お願いいたします。

富田委員のお手が挙がっております。お願いいたします。

○富田委員 よろしくお願いいたします。論点として、特に設けていただきたいとか、そういうことではございません。むしろ私がよりよく理解したいための質問をさせていただきたいと思います。

今の御説明でも、集合住宅の管理会社等への契約委託というお話がございました。委託する際に、多少なり謝金とか、そういった金銭の譲渡といいますか、発生するのでしょうか。それによって、大分対応する側の時間の問題であるとか、迅速性であるとか、それから責任の所在とか、そういうことに響いてくることもあるのかなと思う一方で、もし単に契約書のみで済むという業務委託であれば、全体的な国勢調査という作業における金銭的な負担の軽減に大きくつながるのかなと考える次第ですけれども、もしよろしければ、そのところをお聞かせいただけますでしょうか。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局、御回答をお願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 御質問ありがとうございます。集合住宅における謝金なのですが、基本、調査員業務の委託になりますので、契約行為が市町村と発生します。なので、基本的には調査員報酬の額の範囲内で行っていただくという契約行為になりますので、特段謝金というものにはなっていないという形になっております。

○津谷部会長 富田委員、いかがでございましょうか。

○富田委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 通常、謝金は調査員にお支払いする報酬の範囲内であり、それに上乗せする特別な謝金は発生しないというお答えでございました。

富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 結構です。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

地方公共団体には、実査を担当していただくという重要な役割を果たしていただいております、本日は、東京都の代表者の方に対面で出席していただいております。コメントや御意見、その他何か付け加えることがありましたら、お願いできますでしょうか。

○川辺東京都総務局統計部人口統計課長 一地方公共団体の一担当者の意見という形には

なってしまいますけれども、地方公共団体の側としては、なるべく負担が少ない形にということをお願いしたいというのは、従来からいろいろな自治体の方からも声を上げていただいているところかと思っておりますので、地方公共団体とそういった管理会社との契約とかというところが、特段の負担にならないような形の御配慮をお願いできればなというところであろうかと思っております。逆に負担が増えてしまいますと、その手法を恐らく使わなくなってしまい、増えていかないという、そういった形になろうかと思っておりますので、そのところについて特段御配慮いただければなというふうに思っております。

○津谷部会長 ありがとうございます。

これについては、完璧な対応というものはなく、どのような方法にも長所・短所の両方があるかと思っておりますが、地方公共団体が直面する難しい状況を軽減するためにできる限り対応することが重要だと思っております。

大阪府にはウェブで御参加いただいております。もし何かコメントがありましたら、一言お願いいたします。

○田中大阪府総務部統計課長 大阪府でございます。管理会社への調査業務の委託契約でございますけれども、資料の17ページのケの方では、「調査事務全体として、地方公共団体等の業務負担に考慮した結果であり、また、その他方策において業務負担の軽減のための取組も検討されていることから、契約主体を従来どおり、地方公共団体とすることもやむを得ないと考える」とのことですが、元来、各地方公共団体で個別の委託契約に係る手続が困難で、市町村ごと、支店ごとに契約するとなると、手続が煩雑になるため、本社で一括契約が可能な管理会社がある場合には、国において一括契約できる仕組みを検証することとしておられたものであったと認識しております。

そうでありますならば、契約主体も従前どおり各地方公共団体で担うということでありましたら、元来解消しようとしていた支店ごとの契約手続の煩雑さが解消されず、課題が依然存置されたままとなってしまうと思っております。

それで、試験調査実施後の主な意見等として、総務省の方では、各地方公共団体で用意する書類や対応が若干異なることがあり、多数の自治体をまたいで委託となった場合に、その差異に係る企業からの疑義や調整に対応することが困難であるとのことでしたが、令和5年12月の第2回国勢統計実務検討会におきまして、本府の方から、総務省が対応困難とする企業からの疑義や調整への対応は、国の方から一つの方法を指示していただきますことで、その課題が軽減もしくは治癒されるのではないかと意見を申し述べさせていただきましたところでございます。

それで、今回の資料、16ページのエの方では、総務省の方で、契約手続を含めまだ活用の余地があるとして、更なる活用方策の検討を行うとされているところでもございますので、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増している中、実務、実査業務において地方負担が全体として軽減されることを前提といたしまして、管理会社等への調査員業務の委託契約に係る検討が進められることを期待しております。

大阪府としては、以上でございます。

○津谷部会長 御意見ありがとうございます。

統計局から、何か付け加えることがありますでしょうか。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 御意見、ありがとうございます。大阪府の御意見にもございましたとおり、国から何か全て統一的な方法というのをお示しできれば、それは理想的なのですが、まさに第2次試験調査で検証したところ、非常に細かいところでの差異というのがどうしても発生してしまうと。これはやはりそれぞれの自治体で今までやってきたやり方というのがどうしてもございまして、そこを完全に統一させるとなると、またそれはそれで一つ問題が発生するのかなというところもありまして、なかなか難しいところがあるなということと、やはり契約主体が国ということで、どうしても事業者から国の方に細かい話が来てしまいまして、細かい現場の話は国に来られると、そこから、自治体、市町村のところにもたまたま戻さなければいけないという、どうしてもそういう手間がかかってしまうということが、実際、試験調査で分かったということがありまして、今回、このような形にならざるを得ないかなというところがございますが、我々として、当然今までもやってございますが、契約書のひな形を更に分かりやすいものを作るとか、管理会社に対してのマニュアル作成ですとか、あと、いわゆる世帯一覧みたいなものを管理会社が電子版で名簿みたいなものを持っていたときに、それをそのまま世帯一覧に持ってこられるというか、電子化でそういったことができるようにするとか、業務効率化という意味でいろいろ考えているということでございまして、御理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございます。

管理会社等への調査員業務の委託契約をめぐる課題には煩瑣な事務手続などさまざまなものがありますが、状況は変わってまいります。とはいえ、このままでよいということでは当然ないわけで、統計局でもいろいろな対応の方法を探っておられます。そして、これからもより良い方法を探る努力を続けていかれると思います。調査員の確保が大変難しくなっており、調査を取り巻く環境が非常に困難になっていることは、私どももよく承知しております。更なる前向きな対応の途を探り、お互いにコミュニケーションを密に取り合っ、そのような努力を続けていかれることをお願いして、この対応方針については特段の御異論はなかったと思いますので、これについて御了承いただいたと整理させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続いて、(3)不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等に移りたいと思います。

まず、事務局から、前回答申時の課題の御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官(統計制度担当)付調査官 事務局でございます。それでは、審査メモ資料1の18ページ、不在世帯等の対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等について説明いたします。

まず、アについてです。この課題、前回令和2年調査における広報の取組の効果等を検証し、それを踏まえて効果的な広報を引き続き検討する必要があるという内容です。これを踏まえて、統計局の方で、令和2年調査における広報の効果を検証するため、図表10の

とおり、令和2年12月にインターネット調査による分析を行っております。図表10の検証結果としては、国勢調査の広報・話題を見聞きした人が78%、見聞きしていない人は22%となっており、見聞きした人を広報媒体別に見ますと、テレビCMが60.6%と最も高く、次いでテレビ番組が18.4%、新聞広告が15.0%、インターネット広告が14.2%であったというような結果になってございます。

このような令和2年調査の実施状況を踏まえまして、令和7年調査における広報の実施方法については、令和7年の有識者会議の下に置かれました広報・環境ワーキンググループにおいて検討が行われまして、第4回の有識者会議において、19ページのウのところを書いてあります方向性が示されました。

方向性としては、①としまして、世帯の属性に応じた柔軟なデジタル広報（若年層に強い動画配信サービスを活用するなど）を実施することを予定する。②としまして、令和6年の事前周知時と令和7年の調査実施時の2年にわたる契約として、一貫性のある広報を実施する予定という方向性でございました。

そして、19ページのエの部分については、不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を企図するものでして、適当であると考えますけれども、世帯の属性に応じて新規に対応する取組等について確認するため、論点を1つ立ててございます。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、論点に対する回答について、調査実施者である統計局から御説明をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 統計局でございます。資料2の12ページを御覧いただければと思います。

広報でございますが、今し方事務局の方からも御説明ございましたとおり、令和7年調査における新たな取組ということで、世帯属性などに応じて柔軟に訴求内容を変更できるデジタル広報の導入を考えてございます。これは、具体的には動画配信ですとかインターネット広告、そういったものでございますが、まず、令和7年調査は、広報総合企画におきまして、大きく調査の重要性の理解促進・回答促進とインターネットの回答促進に重点を置くこととしてございまして、まずは国勢調査がどういったものかとか、その重要性を理解していただいた上で回答をしていただくということと、その中でも、更にインターネットが非常に便利で簡単といったところ、この2点が大きくあるかと考えているところでございます。

従来からテレビCMなどを使いました大規模な広報、これを行ってきているところでございますが、例えば、調査に無関心な層、これは主に若年層になってくると思いますが、ここにはまずとにかく知ってもらおうとか、あとはスマートフォンとか、そういったものを本当に使いこなしている世代でございまして、本当に簡単で便利ですよといったところを訴求していくといったこと、それから、プライバシー意識が高い層ということで、主に都市、都会とかで単身世帯とか、ほかの知らない人が来るということに対する忌避感が高い層といった方々に対しては、インターネットで回答すれば、直接会うことがなく、セキ

セキュリティ確保されたまま回答は行きますよ、といったところですか、あと、インターネット回答率が低い層、これはむしろいわゆる高齢層になってくると思いますが、例えば、今、郵便局等でブースを使う、いろいろ設置するといったことも検討してございますが、そういったものをPRしていくとか、やはり簡単ですよ、便利ですよといったところで、様々なイベント等も通じてPRするとか、いろいろなやり方があるかと思えます。

こうしたそれぞれのセグメントに応じてデジタルな広報を行うということで、いわゆるデジタルな広報であれば、文言とか訴える内容を機動的に変えることもできるかなと考えてございまして、より効果的な広報展開が可能になるのではないかと考えているところでございます。

それから、「また」というところで、従前、単年度契約ということで、前年度と当年度で別の広報の会社が担当するようなことがございましたが、今回は令和6年度と令和7年度2か年契約にしてございまして、今年度の段階から、つまり、調査員募集という段階から同じ広報キャラクターを活用することができるようになってございますので、シームレスで一貫性のある広報を展開できるのではないかと考えているところでございます。

それから、近年、外国人の増加ということが別途あるかと思えます。外国人につきましても、やはりできるだけきめ細かい対応をする必要があるかなと思ってございまして、広報の観点でも、調査期間中、6か国語でございまして、ラジオCMですとかインターネット配信、このようなものを実施しまして、外国人に効果的な広報、それぞれの母国語での広報をしてまいりたいと考えてございます。

さらに、前回からサポーター企業、サポーター団体というようなところを募集して、例えば、企業内でまた周知していただくといったこともお願いしてございまして、それから、各府省への協力依頼、今回、やはりマンションとか、かなり厳しい状況がございまして、国土交通省だとか、ほかの、教育面では文部科学省とか、いろいろな府省に従来以上にお願いを強めてまいりたいと考えてございます。それから、地方自治体の皆様とも十分に連携ということで、私どもとしましても、できる限り早め早めにいろいろな情報を提供すること等によりまして、幅広くいろいろな広報をやってまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対して、御質問や御意見などありましたら、お願いできませんでしょうか。

東京都のお手が挙がっております。お願いいたします。

○川辺東京都総務局統計部人口統計課長 東京都でございまして。あくまで参考としてお聞きいただければと思うのですが、先日、こちらの方も、国勢調査の協力依頼ということで、管理会社の団体の方にお邪魔させていただいて、いろいろとお話をお伺いしたところです。その中で頂いた御意見として、今、管理会社の方でも居住実態というのは非常に把握するのは難しいというのがどうもあるようでして、その中で彼らなりにいろいろ知恵を絞っているという中で行われているのが、契約時に携帯電話の番号とか、そういった

ものを書いていただいているのですが、そこに対してプッシュ型の広報というのでしょうか、ショートメールを送るとするのが非常に有効な方法であるそうです。例えば、災害が起きているときとかに、警報が発令されましたというのを一斉メールで送ると。あるいは団体の方も、年に1回、住まいの満足度調査というのをやるそうなのですが、そこに各居住者の電話番号のところにリンク先をショートメールで送る。そうすると、非常に回答率が上がるのだというような話がありまして、そういう話の中で、国勢調査に関して、そういう一斉メールみたいなものを使ったらどうですかという意見も頂いておりますので、参考までに少し説明させていただきました。

○津谷部会長 ありがとうございます。現状に即した大変有用な情報であると思います。居住実態の把握の難しさについては、よく見聞きしますし、どういう方がお住まいなのかについて、管理会社でも把握が難しいことが、特に都市部ではあるようです。居住者の携帯番号などを把握し、それを使って、一斉にショートメールを送って把握することも一つの手段ではないかという御意見です。

統計局、これについて、もし御回答などありましたら、お願いできますでしょうか。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 貴重なコメントありがとうございます。今回の調査の中でどこまでできるかということは、持ち帰って検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○川辺東京都総務局統計部人口統計課長 1つ追加なのですが、管理会社からの連絡ということで、要するに、居住者の方も、その調査が本当に国から来たものかとかというのを疑ってかかるようなものに関しても、管理会社から事前に連絡をしておけば、意外とそういった形ですぐ見てくれるというものもあるそうですので、それも付け加えさせていただきます。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 ありがとうございます。

○津谷部会長 近年、情報のやり取りは大変便利になりましたが、その一方で、フェイクニュースなどの偽情報がインターネット空間にあふれるようになり、情報の信憑性や信頼性の担保が難しくなっています。これに対する対応を、今後も積極的に続けていかなければならないと思います。国勢調査が国の調査であることへの安心感は、オンライン調査を推進していく上で大変重要なポイントだと思います。

そのほか何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

なお、別添の補足説明資料の21ページから27ページに、どのような対応をとられているかについて具体的に説明されております。お時間のあるときに、ご一読いただければと思います。

それでは、これにつきましても、特段御異論はないと思いますので、これについても御了承をいただいたと整理させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、課題対応の最後となります。(4)簡易調査における5年前の住居の所在地についての項目の継続把握可能性の検討についてです。これは、従来、西暦0で終わる年に実施される大規模調査でのみ尋ねられた設問ですが、それを西暦5で終わる年に実施される簡易調査でも設問に加えることを検討するという把握可能性の検討です。

この項目は、前回の令和2年国勢調査で把握されており、今回の令和7年でも設問に加えられると、継続して把握されるということになります。これについては、調査事項の変更についての審議の中で既に御審議いただき、有用かつ適切であるという御意見を頂いておりますので、これについては、了承いただいたものと整理させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思えます。今回予定されている変更事項のうち、後回しとなっておりました郵送配布の導入について、審議を行いたいと思えます。

この変更につきましては、部会審議と並行して行われている国勢調査の第3次試験調査の結果を踏まえて、調査実施者である統計局の方針が決定されるということですので、詳細な審議は、9月18日に開催予定の4回目の部会で行うこととしております。

しかしながら、事実関係や現時点で想定されているイメージなど、試験調査の結果が最終的に出る前に審議可能な部分もあるのではないかと思います。

そこで、4回目の部会を効率的に進めるという観点からも、本日のこの第2回の部会で可能な範囲で御審議いただきたいと思えます。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。それでは、審査メモの資料1、6ページでございます。

まず、アについてです。本調査では、従来から調査への回答については、調査員による回収、郵送提出、オンライン回答が併用されておりまして、調査関係書類の配布については、調査員が対面で配布することを念頭に置きつつ、不在等で対面できない場合に限り、報告者宅に調査員がポスティングにより対応していました。

今般、令和7年調査において、一部の地域を限定した上で、新たに調査関係書類について郵送配布も可能とすることを計画しております。

この背景等については、イの部分となります。統計局は、①として、前回調査の実施後、地方公共団体から、調査員の高齢化や調査員確保が困難である状況から、調査員の事務負担の軽減を検討してほしいといった強い要請を受けていることと、②として、前回の令和2年調査においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期と重なったということなどもありまして、調査員と世帯が対面しない非接触型の調査方法が広く求められたこと。こういう経緯もありまして、今後においてもその傾向は続くと思込まれることが背景であると。このような話でございます。

これらの背景を踏まえまして、統計局は、調査員を動員しない調査方法として、郵送配布の実行可能性について、令和7年調査に向けた試験調査を通じて段階的に検証をしてまいりました。

検証の状況を7ページの図表の4にまとめておりまして、第1次試験調査では、郵便局のタウンプラスの仕組みを活用して、回答促進リーフレットを配布することを検証しましたけれども、世帯ではない事業所にも配布されるなどの状況もあって、タウンプラスの活用は困難と。そういうような結果でございました。

また、第2次試験調査では、共同住宅の管理会社等である2社へ業務委託を行いまして、

調査関係資料について、郵送により配布する方法、それと、管理人のポスティングにより配布する方法の2パターンで比較検証を行いました。

結果としては、郵送配布では回答率が低くなる傾向があることから、督促事務の強化を検討することが必要ということが分かったというような状況でございます。

このような令和2年調査の実施状況を踏まえまして、令和7年調査における広報の実施方法については、先ほど少しお話が出ましたけれども、有識者会議の下に置かれた広報・環境ワーキンググループにおいて検討が行われまして、第4回の令和7年調査有識者会議において、19ページのウの方向性が示されたということでございます。

続いて、7ページのエの部分でございますけれども、これらの結果を踏まえて、統計局は、令和7年調査での導入を視野に、第3次試験調査において郵送配布方式の实地検証を行っている。こういう状況でございます。

郵送配布の導入については、調査環境が厳しくなるとともに、調査員事務の負担軽減が求められている中、自治体における調査事務の選択肢を増やすものとして、方向性としては否定するところではございません。

ただ、導入の判断に当たっては、第3次試験調査の結果の分析の聴取が不可欠と考えられます。そのため、その結果分析を踏まえて、新たに論点を立てることも想定されますけれども、現時点においては論点を2つ立ててございます。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、この論点に対する回答について、調査実施者である統計局から御説明をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 統計局でございます。この論点に対する回答に入ります前に、改めまして補足資料を用いまして、我々から今一度、検討の背景・経緯とか、流れについてまず説明させていただければと思います。

補足資料の12ページを御覧いただければと思います。まず、今回のこの郵送配布方式導入の検討の背景・経緯というところでございます。従前からこの統計調査をめぐる環境というのが、回を追うごとに非常に厳しさを増しているというのが根本としてあるということ強く認識しているところでございます。プライバシー意識の高まり、協力意識の低下、それから、オートロックマンション、単身世帯、共働き世帯の増加、面接がそもそもできないということ、前は特にコロナということで、非接触型という方法を用いたところもありまして、今非常に環境は厳しさを増しているということ、それから、調査員の高齢化も進行しているということ、令和2年の調査員の実績で言いますと、60歳以上が6割強、70歳以上でも3割強ということで、非常に高齢化が進んでいるというようなところ、なり手不足も深刻化しているということ、前回調査の定員に対しての実際の充足率は87.6%ということで、さらに14.1%は市町村の職員がやっておられるというようなところ、非常に厳しい状況が続いてきているということを我々としても認識しているということでございます。

「そのため」ということで、先ほど事務局の方からも御紹介ございましたとおり、地方

公共団体の方からもいろいろな要望が寄せられておりまして、事務負担の軽減ですとか、それから、郵送配布の検討といったことも要望として寄せられたところがございます。

ということで、やはりこのようなこと、喫緊の課題ということで、何らかの形で今後の国勢調査において新たな対応ができないかということで、今回、郵送配布方式の導入について検討をさせていただいているということでございます。

13ページ目でございます。今回、郵送配布方式導入ということでございますが、この前提条件というものが、我々、これも非常に重要なことだと考えてございまして、国勢調査の結果、ここに書いてございまして、選挙区の区割り、地方交付税配分基準、それから、市区町村など小地域の単位での計画立案や、世帯を対象とする様々な政府の統計調査の標本設計など、非常に幅広く活用されておりまして、正確な調査結果の提供が必要不可欠であると。これが本当に大前提であると思っております。

正確な調査結果を得るためにということで、国勢調査、ふだん住んでいる場所、常住地での調査の実施、調査員が、全世帯を漏れなく重複なく現地で確認をした上で、書類の配布、調査への回答依頼ということで今までずっとやってきておるところでございます。

そして、第Ⅳ期の公的統計の基本計画の中でも、実査段階の品質確保・向上を行う上で、統計調査員は重要な役割を担っていると。今後、オンライン回答が困難な調査対象者への対応ですとか、調査環境が悪化する中での協力要請、督促などで報告者の理解を醸成する上で、調査員の役割は引き続き重要になると見込まれるということで、調査員の役割の重要性について言及をされているところでございます。

したがって、郵送配布方式の導入を検討するに当たりまして、調査員調査と同様に正確な調査結果を得ることができるということ、これが大前提として重要なことになってきます。

14ページ目、具体的な検証ということでございますが、以上の前提条件、それから、これまでの試験調査の実施状況、これも先ほど事務局の方から御紹介いただいたとおりでございますが、第1次、第2次でも少し検証してございます。それを踏まえまして、一つの建物の中で多くの世帯が居住するというオートロックマンション等の集合住宅であれば、管理会社等の協力も得ながら、効率的で正確な居住確認をすることで、郵送配布方式の導入が可能ではないかということで、今回、第3次試験調査、これは既に6月に実施しまして、今、その結果を取りまとめているところでございますが、この中で、実地検証ということで、※印にございまして、茨城県水戸市、それから栃木県宇都宮市という、その2市で、郵送の配布方式を試行的にやってみたと状況でございます。

下の※にございまして、様々な角度から検証をするということで、ちょうど今週末週と、市区での事後報告会というのがございまして、我々の担当者も直接出張しまして、話を具体的に伺ってきて、実際どうだったかということを知りたいということをやろうとしているところでございます。

この検証結果を踏まえまして、本番調査をどうするかということ、これをこの部会の方に今度また御報告をさせていただいて、御判断いただければと思っておりますが、もし仮にやるとしましても、いわゆるモデル地域で、具体的には突発的な対応や迅速な支援が可能とな

る関東圏、そういったところでの導入になるかと思いますが、そういった方向でできないかということで、検討を進めているということでございます。

これが全体の流れでございまして、第3次試験調査でどう具体的にやったかというのが、少しページ戻りますけれども、4ページ目を御覧いただければと思います。この絵の調査員調査と郵送配布方式の比較（ポイント）というものでございまして、通常の調査員調査が上の流れで、それに対して、下の流れが郵送配布方式ということでございます。

通常ですと、調査員が事前の居住実態の確認、これ、実地で直接確認をするということでございますが、郵送配布方式につきましては、郵送のための名簿を整備するということところが大事なプロセスになってくると思っております。ここに「市町村が管理会社の居住者名簿等で居住実態を確認し」と書いてございまして、その前提として、我々今回、国の方で仮名簿というものを御用意させていただいております。

その仮名簿のイメージが、次の5ページにございます。これが住所マスターと呼んでおりますけれども、民間の業者で住所データを整備しているところがございまして、それを基に調査区ごとにこのようなデータを整理したもの、これは我々の方で用意をしているものでございます。

ポイントとしましては、建物名と、部屋番号、部屋ごとというところのデータで、つまり、住所情報としてこれがあるのですが、氏名はここには入ってこないというものでございます。

それから、作成年月日というのが一番右側にございまして、これについては、民間事業者の方でデータ整備の時期が異なっているということがございますので、参考情報として、作成年月日というのをここにしているということでございます。

この仮名簿（住所マスター）を市町村の方に提供いたしまして、これを基に、管理会社の協力等を得ていただいて、空室等の情報を反映したもので名簿を整備していただくというようなイメージで名簿整備をしていただくということで、もし管理会社の協力を得るのが難しいということになりますと、指導員の方で、実地で確認をしていただくということになるということでございます。

名簿が非常に正確なものが一度できれば、その名簿をベースに、2番目、調査書類の配布の段階です。実際、調査員調査では直接お伺いしたり、ポストイングということになりますが、そこを特別あて所配達郵便で郵送というふうここに書いてございます。この特別あて所配達郵便というのは、郵便局の方で提供しているサービスで、受取人の住所のみの記載で配達が可能ということで、氏名の記載がなくても、世帯主様というような形で郵送される形のものでございまして、この形で郵送してみてもどうかということを検証してみているということでございます。

郵送でございますと、やはり調査員で直接回収というところに比べてどうしても少し低くなってきてしまうというのがあるのではないかとということで、督促や聞き取り、こども少し強化したいと考えてございまして、3番目の督促のところでも郵送、これについては、2回督促状をお送りするとか、2回目でもなかなか確認が難しいところに対して、指導員で聞き取りを行っていただくというようなところで、いろいろな形でフォローをしていく

というようなことで、調査員調査と同様の正確性が担保できないかということで、検証をしているということでございます。

これが全体の第3次試験調査のイメージ、流れでございまして、元々の論点の回答の方に移らせていただきます。こちらが資料2の3ページで、論点の1つ目が、第3次試験調査の具体的な実施範囲・内容等ということで、既に説明している部分がございますが、第3次試験調査におきまして、茨城県水戸市、それから栃木県宇都宮市の2市と連携しまして、実地に検証を行っております。具体的には、水戸市でオートロックマンション1棟（約100世帯）、宇都宮市で3棟（計約180世帯）におきまして、全ての居住世帯に対しまして、先ほど御紹介しました特別あて所配達郵便ということで郵送配布を行いまして、正確な調査結果を得ることができるかどうかということで、定量的・定性的両方の視点から、多角的な検証を行うこととしてございます。

検証結果につきましては、8月中を目途に取りまとめまして、人口・社会統計部会に御報告をさせていただきたいと考えてございまして、報告のタイミングとしては9月になるかと思っております。

主な検証内容ということで、下に1から10まで書いてございまして、先ほど申しましたとおり、直接出張して、担当者が詳しくお話をお伺いしてこようと考えてございますが、定量的という意味で申しますと、調査への回答状況というところは定量的なものが出てくるかと思っておりますので、今回、郵送配布でマンション、集合住宅に対してこうやってございますが、ほかの地域で調査員を使って、こういう集合住宅に行っているところとかがございますので、そういったほかの地域との比較などをすることで、実際どの程度、きちんと回答が得られたかというようなところも見られるかなと考えているところでございます。

次に、4ページ目でございまして、論点の2、令和7年調査における具体的な手順・方法等ということでございます。先ほど御説明してありますとおり、最終的には第3次試験調査の検証結果を踏まえて決定ということになってございますが、現時点においては、以下の考え方で実施することを想定しております。まず、導入地域の選定ということでございまして、令和7年の本調査におきましては、やはり何が起こるか分からないということがあるかと思っております。突発的な事案など、そういった場合にも確実に対応できるようにということで、迅速な支援が可能な関東圏を視野に置きまして、総務大臣が指定するモデル地域で試行的に導入するといったことを検討しているということでございます。具体のモデル地域につきましては、希望する地方公共団体と調整を図る予定と書いてございますが、現在、本調査に向けた調整についても進めているところでございます。

それから、モデル地域の中での具体的な調査区、つまり、市区町村の中の調査区につきましては、先ほど申しましたとおり、正確性を確保するために、オートロックマンション等の集合住宅のみで構成される調査区であればできるのではないかとということで、そういったところを想定しているということでございます。

あと、今年度、令和7年調査に向けた調査区設定というのをやってございまして、中高層の集合住宅の調査区にフラグを付与するというので、調査区設定の段階で、そういった集合住宅のみの調査区の確認は可能ということになってございますので、その中で選定

されるということになろうかと思っております。

それから、調査区を選ぶに際しまして、我々としても、原則としては調査員、もしくは管理会社の調査員とか、できればそういったことが望ましいと考えてございまして、事前の協力依頼とかでもなかなか難しいようなところに限るとか、そういったことも想定して調整を進めているというところでございます。

それから、郵送配布の具体的な手順・方法等というところでございます。まず、郵送名簿の作成手順ということで、これは試験調査でも検証しているとおりでございまして、地図業者が整備した住所データを基に、国の方で調査区情報とひも付いた仮名簿（住所マスター）を用意しまして、これを市区町村の方に提供する。

2つ目としまして、その市町村の中で、それを基にしまして、管理会社等から空き室情報などで居住実態を確認していただき、郵送用名簿を整備していただく形としておりますが、管理会社等の協力がなかなか難しいということであれば、指導員の方で実地に赴いていただくというような形を取らざるを得ないのかなど。やはり居住実態を確認した上での正確な名簿整備というのが非常に大事なところと考えているところでございます。

それから、調査書類の配布に係る手続、少し細かいところでございますが、市区町村の方で手続をいただくということになろうかと思っております。この特別あて所配達郵便を利用する場合には、差し出し郵便局に申請する必要があるということで、このような手続も発生するということとなります。

最後に、回答を確保するための措置ということで、やはり郵送になってきますと、いろいろな広報、事前の周知ですとか、あとは郵送督促、このようなところをきめ細かにやるということで、さらに2回目の督促対象世帯については、再度指導員の方で聞き取り調査を行うといったことで、最大限回答の確保に努めるといったところを考えてございまして、今回、郵送配布方式の試行的導入を検討しているわけですが、我々として、可能な限り正確性の確保ということも非常に大事だと考えておりますので、そこをできる限り確保できるような策を講じた上での導入ということを検討しているということを御理解いただければと考えてございます。

少し長くなりましたが、説明は以上となります。

○津谷部会長 補足説明資料も含め、詳細かつ具体的な御説明をいただきました。ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に対し、御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。

先ほどから何度も申し上げておりますが、第3次試験調査の結果を踏まえて、9月に開催予定の4回目の部会で、更にこれについて御報告をお願いする予定であるということも含めて、調査票の郵送配布の導入について、御質問やコメントがございましたら、どうぞ積極的に御発言をお願いいたします。

川口臨時委員、お願いいたします。

○川口臨時委員 ありがとうございます。2つ質問がありまして、1つは、回収の中のプロセスで、回収の状況をリアルタイムでどういうふうに把握されるのかなという点で、督促をかけられたりとかということだと思っておりますけれども、途中で返ってきていないとこ

ろを把握しながら進められるという話だと思うのですけれども、どういうやり方を考えておられるのか、よろしかったら教えていただけるとありがたいというのと、今の点にも関係するのですけれど、郵便局から出して、届けられなくて返ってきてしまったみたいなものをどのように取り扱われるのかなというのをも併せて教えていただければと思います。

2つ目の質問は、モデル地域を選ばれて、従来の調査員調査でやっているところと比較するということがお話の中であったと思うのですけれども、モデル地域の選定は、様々な事情で選定されていくということは理解したのですけれども、そこと比較可能な建物なり地域なりというのをどういうふうに変定していくのか、御予定があれば教えていただければというふうに思いました。

以上、2点です。ありがとうございました。

○津谷部会長 御質問ありがとうございました。

それでは、統計局、御回答をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 御質問ありがとうございます。まず、1点目につきましてですけれども、回収状況をどう把握していくかということで、こちら、補足資料の16ページ目を御覧いただければと思います。国勢調査オンライン調査システムの概要ということで、このオンライン調査システムの中の下、国勢調査業務ポータルサイトというのが真ん中にございまして、その中に業務管理機能の中の実査管理という赤で囲んでいる部分、回答状況の確認、郵送回答状況の登録等というのがございます。

まず、オンラインにつきましては、ほぼリアルタイムでここに当然反映されてくるということと、郵送回答状況につきましては、右側に民間サポートというところがございまして、まず、郵送提出された調査票はこの民間サポートというところに送られてきてまして、そこから登録がされるということですので、郵送になると、どうしても数日のタイムラグは発生してしまうのですが、それを登録しますと。

あとは、それをベースに、日程感ということで、先ほどのまた4ページ目の日付を御覧いただければと思います。調査書類の配布期間が6月21日までとなっていてございまして、督促が始まるのが7月5日となっていてございますので、つまり、郵送が全部反映された上での督促という形になるということで、システム上、そういった形になっているということでございます。

それから、郵便物が返ってくるというような話でございますが、通常の郵便物は返ってきてしまうということだと思いますが、今回の特別あて所配達郵便というのは、氏名がなく、住所だけでそこに配達できるというものでして、私の理解では、そのまま配達されるということ、つまり、返ってこないという認識であります。

なので、今回そういったものを使ってやってみるということで、実際どうだったかというのは、また検証、今後できるかなというふうに思っているということでございます。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 2つ目の御質問、今回のモデル地域の選定になるのですが、今回、第3次試験調査の試行に当たって、茨城県と栃木県の一部の集合住宅を選定させていただいています。国勢調査の場合、調査区の変定の段階で、基本的には、住宅の建て方、要は集合住宅と、又は一般住宅というような形で分けることが

可能でして、調査区単位でそういった集合住宅という属性に関しては、ある程度、各自治体の方の状況というのが把握できることになっておりますので、今回の第3次試験調査においても、栃木県と茨城県の集合住宅と属性の似たようなところを比較対象として、結果の検証をさせていただきたいと考えています。それを踏まえて、モデル地域の選定をさせていただきたいと考えております。

○津谷部会長 御回答、ありがとうございました。

川口臨時委員、いかがでございましょうか。

○川口臨時委員 よく分かりました。どうもありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、宇南山臨時委員からもお手が挙がっております。宇南山臨時委員、お願いいたします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。私も非常によく考えられた仕組みかなと思っておりますが、1点、特別あて所配達郵便なのですが、恐らくこれって、特定の地域にダイレクトメールとかを配るときによく使われるタイプのサービスなのではないかと思っていて、その場合、同じ郵便物を大量に配るといような形になってしまうような気がして、部屋番号の取り違いみたいなものがあまり大きな問題にならないので、取り違いが起こり得るのではないかというのが想定されるのではないかと思っております。その辺、調査票が別の部屋に届いてしまっても、よく見ないで回答してしまうということはあると思うので、そうすると、督促をかける人が間違っただけに督促をかけてしまうということになりかねないと思うのですが、そこをどのような感じに管理されるのか、また、どれぐらい発生し得るのかというのも、試験調査の集計の際に確認いただければと思います。

私からは以上です。

○津谷部会長 御質問ありがとうございました。

なお、補足資料の6ページに、先ほどの御説明ではふれられていなかった特別あて所配達郵便の概要が出ております。この郵便は、居住者の氏名が特定できない、つまり宛名が記されていない場合の配達手段ですので、例えば、ある集合住宅の何号室の世帯主様宛とするだけで届くと理解いたしました。宇南山臨時委員から、これはダイレクトメールと同じようなものなのではないかという御質問がありましたが、この郵便は一体どういうものなのか、できればもう少し具体的に御説明をいただいて、宇南山臨時委員からの御質問にお答えいただければと思います。統計局、お願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 ありがとうございます。特別あて所配達郵便におきましては、私どもが作らせていただきます仮名簿を基に、居住実態の把握を各自治体の方で行っていただくというのが、まず一つのプロセスになります。その際に、特別あて所配達郵便におきましては、名簿情報を事前に御提供させていただいて、郵便局と連携を取っていただくというのがまず一つです。

先ほど宇南山臨時委員のおっしゃったとおり、ダイレクトメールみたいなものではないかという御発言だったのですが、そういったものに関しては、基本、タウンプラスという

ものが郵便局の方でありまして、エリアメールというふうには呼ばれているものなのですが、これについては、住所関係なく、そのエリア一帯に同じものを配達するようなものというのが仕組みとしてはあります。それと特別あて所配達郵便というのは概念が少し違いまして、基本、住所に基づいて、1戸単位の部分に配達をきちんとしていただくというのが一つです。

ただ、通常、郵便局におきましては、宛名がないと、基本、配達をしないという仕組みが前提になるのですが、この特別あて所配達郵便におきましては、住所のみだけで送ることが可能になる仕組みとして整理されたものになっています。ですので、郵便局におきましては、事前に郵便局に住所を御提供させていただいて、違ったプロセスの中で、きちんと配達をしていただくという仕組みになっております。

○津谷部会長 更に、もう少し付加的な御説明をお願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 補足になりますが、事務局の方の審査メモの7ページ目に図表4というのがございまして、第1次試験調査のところ、おそらく宇南山臨時委員が少し言及された、全体、地域内全てに送付するというダイレクトメール的なものはタウンプラスでして、第1次試験調査で既にこのタウンプラスが使えないかなというのを検証したところ、郵便局の住所録に基づいて全体的に配布されてしまいますので、これは使えないということが明確になったということで、先ほどの宇南山臨時委員の御懸念のような、事業者に配布されたりとか、配布漏れがあるとか、非常にいろいろ問題があるので、別の形として、今回御紹介した特別あて所配達郵便というのが使えるサービスとしてありそうだというのが見えてきたというところでございます。補足でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。もしタウンプラスが活用できれば効率も良く、コストも比較的安価にすむのではないかと思います。補足資料の6ページに説明されているとおり、特別あて所配達郵便は、通常の郵便料金に加えて手数料150円がかかるということです。ですので、たとえ一部の地域に限るとはいえ、相当な費用がかかることになるのではないかと思います。先ほど宇南山臨時委員からの御懸念に代表されるさまざまな課題について、複数回の試験調査と有識者会議での審議・議論を踏まえて検討を重ね、この方法を採用することになったと理解しております。

宇南山臨時委員、いかがでございましょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。エリアメールと違うというのがよく理解できましたので、ただ、配達間違いというのは、日本の郵便事情を考えるとかなり安心だと思うのですが、起こり得るので、試験調査の結果をまとめる際に、督促をしてみたら違ったという事例がもしあれば、教えていただければと思います。ありがとうございます。

○津谷部会長 9月の部会で第3次試験調査の結果を御報告いただくことになっておりますが、統計局から、もし現時点で何か説明できることがあれば、エピソードも含めて御説明をお願いできますでしょうか。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 すみません。現時点では、ちょうど聞き取り、まだこれからということで、9月のときに御報告をさせていただければと思います。

○津谷部会長 9月の第4回部会では、第3次試験調査の結果をまとめて御報告いただき

ますので、そのときにこの点についても詳しく御報告をいただくということで、宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

佐藤委員からもお手が挙がっております。佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 御説明ありがとうございます。佐藤です。回収の状況などについては、十分に検証されるということで、よく分かりました。

郵送調査の場合、回収率はだいたい30%ぐらいと言われていますが、第2次試験調査で33%ということで、督促によってもう少し上がれば、郵送調査としては高い回収率になると思います。前提としての正確性についても検証されることも了解しました。

そうすると、あと残るのは、市区町村の事務負担がこれで軽減されたのかということです。詳細に計画を立てられていることはよく分かるのですが、その分、選択肢が増えることで、市町村の事務負担がむしろ増えるというようなことがあるのかどうかについても、是非今回の試験調査で検証していただきたい。

それから、督促をしてもなお、やはり調査員が聞き取りをしなければならない件数が増えるかどうかということです。それについても、調査員の負担の軽減につながるのかという検証も是非行ってくださいというコメントでございます。

以上です。

○津谷部会長 佐藤委員、ありがとうございます。

現在、第3次試験調査の結果を集計中ということで、8月末をめどに集計を終えて、9月の部会で御報告をいただくことになっております。調査方法がより多様になることで、回収だけでなく、配布の仕方も新たに加わることになり、場合によっては、市区町村への事務負担が増加することも考えられる。特に、督促しても回収できない場合には、最後に調査員や指導員が聞き取りを行うとされており、費用対効果を考えると、利点と課題の両方があるであろうと思います。これについての検証の結果についても御説明いただきたいという御要望、御助言であったと思います。

統計局、もし何かございましたら、お願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。我々も今回の郵送配布におきまして、市区町村、それから指導員の事務負担の問題というのは、しっかりと検証すべき話だと思っております。実際出張に行って、その辺りの実態につきましても詳しくお話を伺ってきたいと考えてございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。大変重要な御指摘を頂いたと思います。

富田委員からもお手が挙がっていたと思います。富田委員、お願いいたします。

○富田委員 よろしくお願いいたします。調査方法に関しましては、これまでの委員が述べていらっしゃるように、よく考えられた方法だと思います。

私からは、本当にあくまでもコメントなのですが、茨城県水戸市の場合は、オートロックマンションの集合住宅、1棟約100世帯を対象として今回試験的な調査、検証を行っているということなのですが、水戸市の場合は、マンションの居住形態が大きく2つ

あると思うのです。地元の方々が常住している集合住宅、それと、その一方で最近とても増えておりますのが、駅周辺を中心として、本宅は例えば東京にありながら、二次的な居住地として、つまり、通勤、通学のために水戸市にマンションを求める方が、このところ目立って増えております。

何を申したいかと申しますと、1棟として選んだサンプルが、果たして全体を代表するような有意な選択になっているのかどうか。サンプルの取り方といいますか、その辺に配慮して結果を検証する方がよろしいのではないかと思いました。具体的に第3次試験調査の結果の中でその辺は説明されると思いますけれども、結果を楽しみにしていると同時に、今回対象となったサンプルの集合住宅の選び方について、少し御説明をいただければありがたいと思います。

以上です。

○津谷部会長 富田委員、ありがとうございました。

オートロックマンションといってもいろいろな種類があり、サンプルとして調査区を選ぶ際に、代表性のある調査区が選ばれているのか。それが大変重要だという御指摘でございます。これについて、お答えや情報がございましたら、統計局、お願いいたします。

○渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 御質問ありがとうございます。茨城県水戸市のところに選定をさせていただいたのですが、今回の第3次試験調査の選定につきましては、令和2年の結果を基に選定をさせていただいております。したがって、実際今回のマンション、充てましたところにつきましては、令和2年でもかなりの回答を得られている。要は、常住されている方が多くいらっしゃるというところの選定をさせていただいているところでございまして、富田委員がおっしゃったとおり、先ほど2つ目の御質問で、セカンドハウスの使われている住戸というのも水戸市の中ではかなりあるというのは、水戸市の方からも情報は得ておりますので、今回、選定に当たっては、令和2年の結果の部分から抜いた集合住宅を選定させていただいているというところでございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

富田委員、いかがでございましょうか。

○富田委員 御説明ありがとうございます。安堵いたしました。

○津谷部会長 オートロックマンションが二次的な居住地、いわゆるセカンドハウスとして使用されている場合は、地元の方が常住しておられるマンションよりも恐らく調査は困難であろうことが予想されます。このような可能性にも留意して調査結果を検討し、対応を決めていただくようお願いしたいと思います。

富田委員、よろしいでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 貴重な情報をありがとうございます。

そのほか御意見や御質問がありますでしょうか。事務局、お願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局でございます。事務局から1点だけ。今回計画されている郵送配布が行われることとなりますと、実際に調査を行うと

きには、市町村の段階では、調査のやり方として、通常の調査員による調査、管理会社への委託、郵送配布という、その3つのパターンが生じることになるのですが、優先順位としてはどのような考え方になるかなというのを教えていただければと思います。

○津谷部会長 統計局、お願いいたします。

○中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長 元々、国勢調査、従前からどうやったら実地で正確な情報を得ることができるかという観点で、調査員でずっとやってきていたというのがありまして、平成27年のときに、やはり当時からもいろいろ厳しい状況の中で少し別のやり方が取れないかということで、一部民間委託ということを導入してございまして、これも徐々に広がってはきているものの、先ほど大阪府からもございましたとおり、なかなか契約の問題とか、そういったところで、これだけでというものなかなか難しい面もあるのかなということで、今回の別のやり方もあるのではないかなというところがございまして、できるならば、やはり我々として調査員にやっていただくことが非常にありがたいのですが、現場のお声、調査員の高齢化とか、厳しい状況の中で、別の形もできないかということで、今、そういったことも検討しているというようなところでございます。

○津谷部会長 事務局、よろしいでしょうか。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

先ほどから年度も申し上げておりますが、この調査方法の変更、郵送配布の導入につきましては、9月の部会で集計結果を御報告いただき、そこで最終的に可否の判断をしたいと思っております。ですので、今回ここで最終的な取りまとめはできないわけです。

とはいえ、先ほどから第3次試験調査の結果について、こういうことが大事ではないかという御意見、こういうことが知りたいという御要望、その他さまざまなコメントを頂いております。これらについても、第3次試験調査の結果を報告される際に御説明いただけるものと期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、郵送配布の導入についても、可能な範囲で御説明と御審議をいただきました。これについての結論は9月の部会で得るということですので、今日は、ここまでとさせていただきます。

本日の審議では、第3次試験調査結果の検証において、こういうことが知りたいという御要望はいただきましたが、更なる審議を必要とするような大きな宿題や再説明事項の御指摘はなかったと理解いたします。

ですので、第3次試験調査結果の御報告と答申案についての審議を除いて、部会審議は一応これで終了となるかと思っております。

このことから、当初、3回目の部会を今月下旬に開催する予定でしたが、構成員の方々にお時間を頂いて改めて部会を開催する必要はないように思います。そこで、3回目の部会は、できれば書面開催とさせていただきます。そこで、本日の第2回部会までの審議を整理した内容を中心に作成する答申案を御確認いただき、それに対して御意見をいただきたいと思っております。それを踏まえて、9月18日に開催を予定している4回目の部会で、残っている郵送配布の導入の可否についての審議とともに、最終的な答申案の御審

議をいただきたいと思います。

3回目の部会の進め方の詳細につきましては、事務局から、改めて御連絡いたしますが、まず、3回目の部会を書面開催とさせていただいてよろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、御異議はないということですので、3回目の部会は書面開催とし、9月18日に予定されている第4回部会は、対面とウェブのハイブリッドによる実開催ということで進めさせていただきます。

書面開催の第3回部会のために、答申案のたたき台をお送りいたしますが、内容を御確認いただき、御意見や御質問ございましたら、御連絡いただくようお願いいたします。

それでは、まだ若干時間が残っておりますが、本日予定しておりました議題の審議をすべて終えましたので、本日の部会はここまでとさせていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、次回の部会は書面開催となります。別途、事務局から御連絡が行くかと思いますが、御対応の程どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の第2回部会の審議内容につきましても、追加の御意見や御質問、お気付きの点などございましたら、時間が押していて恐縮ですが、来週火曜日8月6日正午までに、電子メールなどで事務局に御連絡いただければ幸いです。

なお、本日の審議結果について、今月下旬に開催予定の統計委員会において、私から報告させていただきます。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今、部会長からお話がありましたように、次回の部会については、実会合ではなく、メールによる書面開催とさせていただきます。今後、部会長の御指示を頂きながら、1回目、2回目の内容を踏まえた答申案を作成し、皆様にお示しし、答申案の記載ぶりなどに御意見を頂くという流れを予定しておりますが、書面審議の段取りが決まりましたら、改めて御連絡いたしますので、お待ちいただけたらと思います。

また、先ほどお話がありましたけれども、追加の御質問やお気付きの点等ございましたら、8月6日火曜日正午までにメールで事務局に御連絡いただけますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の議事録につきましては、後日、事務局の方で作成次第、別途メールで御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○津谷部会長 それでは、以上をもちまして、本日の人口・社会統計部会、国勢調査の変更についての第2回審議を終了としたいと思います。

活発な御議論、有用な御質問をいただき、ありがとうございました。